

2018年7月12日

株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 澤田 貴司 殿

首都圏青年ユニオン  
執行委員長 原田仁希

## 公開質問状

### 学生アルバイトに対する「損害賠償詐欺」について

私たち首都圏青年ユニオンは若年層労働者を中心に組織された個人加盟の労働組合です。このたび、貴社のフランチャイズ加盟店であるファミリーマート■■■■店（東京都中央区■■■■）での「損害賠償詐欺」問題について公開質問状を送付致します。

2017年10月6日に、ファミリーマート■■■■店にアルバイトとして勤めていた学生に対して、103万815円（以下、103万という表記で統一します）の不当な損害賠償請求が当該店舗店長の■■■■氏からなされました。その後この学生は当組合に加入し、当組合は同年11月14日に損害賠償請求の撤回を求める申し入れ書を■■■■氏に送付しました。しかし、こちらの再三の撤回要求にもかかわらず、損害賠償請求はいまだ取り下げられていません。このような状況を打開するため、貴社の協力を得たいと考えております。

#### (1) ■■■■氏の主張と当組合の見解

103万円の損害賠償請求の根拠について■■■■氏は、当組合員が管理者の承諾なしにレジから個人口座へ金銭を入金したことなどをあげています。しかし、■■■■氏があげた事実をもって103万円の損害賠償の根拠と考えることは到底できません。

第一に、当組合員がレジから金銭を個人の口座へ入金したのは、店舗に1人しかいない時間帯にレジ内の両替金が不足し、予備の両替金も用意されていなかったため、いったん個人口座へレジ金の一定額を入金した後、同額を、崩した形で引き出すという操作をしたためです。したがって損害は一切発生していません。いったい103万円の金額の根拠はどこにあるのでしょうか。

当組合は、2017年11月14日付で■■■■氏に対し損害賠償請求の内訳および根拠を示すよう申し入れをしています。しかし、■■■■氏は、回答書で「証拠の提出について当方で検討いたしました、やはり、提出に応じることはいたしかねます」としています。その後いまに至るまで、損害賠償請求の内訳と根拠は示されていません。103万円という具体的な額の請求をおこなっているわけであり、正当なものであれば内訳を示せないはずが

ありません。回答書ではまた「今後、警察に被害届を出すことを予定しております」などと当組合員への脅しとも取れるような文言を載せています。損害賠償請求の根拠も示さず、当組合員に精神的苦痛を与えかねない文言を挿入することは、きわめて不誠実であり到底許せるものではありません。

第二に、レジ金を個人口座に入れて両替するという当組合員の行動を正当なものとすることはできないかもしれません。しかし、そのような行為の責任を当組合員だけのものとすることはできません。当組合員は、レジ金が足りない場合の対処法を教わる機会もない中で、1人で店舗を任されていました。その中で遭遇した、それ自体、当組合員の責任とは言えないレジ金の不足という事態に対して、当組合員なりに一生懸命対応しようとした結果、上記のような行動をとったのです。両替金の不足、また十分な人員を確保していないことなど、当店舗管理者の責任は大いにあると言えます。したがって、上記の行動の全責任を当組合員に負わせて損害賠償請求をするというのは、■■■■氏をはじめとした当店舗管理者の責任を全く排除している点で極めて不当であり、使用者・経営者としての怠慢であると考えます。

一学生アルバイトに対して、103万円もの不当な損害賠償請求をすることは、非常に悪質な行為です。しかし店長の■■■■氏は、こちらの撤回要求にもかかわらず、いまだ損害賠償請求を取り下げていません。本件は立場の弱い学生アルバイトに対して、両替のためのレジ金持ち出しについて「警察に被害届を出す」などと言い立てながら、まずいことをしたと思い込ませ、それに乗じてまったく根拠のない多額な損害賠償を吹っ掛けるという詐欺的な行いであり、まさに「損害賠償詐欺」といえる事件です。ぜひ貴社の側からも、この「損害賠償詐欺」について早期の解決のため何らかの行動を行っていただきたいと考えております。

## (2) ファミリーマート本社への要求事項

すでに2017年10月に一度貴社にFAXにて申し入れをさせていただいておりますが、その際には、店長の■■■■氏からは回答があったものの、貴社からはご回答がいただけませんでした。そこで改めて、下記の質問につき、誠実な回答を求めます。

①上記損害賠償につき、貴社はどのように事実関係を把握されていますか。

店長である■■■■氏からは、当組合員への損害賠償が、貴社に伝達されたのでしょうか。またその後、当組合員あるいは■■■■氏に対して、貴社としてはどのような対応を検討され、どのような対応を実施しましたか。

②貴社としての本件の対応をどのようにお考えでしょうか。

当組合としては、店長の■■■■氏と貴社との関係がどのようなものであっても、貴社の責任を免れるものではないと考えています。具体的な■■■■氏への処罰は検討されていますでし

ようか。

③他店舗への実態調査と対策の実施を検討されていますでしょうか。

当組合は、他店舗でも同様の「損害賠償詐欺」問題が起きているのではないかと危惧しております。したがって当組合としては、貴社の責任で、他店舗で同様の問題が生じていないか明らかにするための実態調査と、今後同様の問題が起こらないような対策を実施していただきたいと考えております。

**【回答について】**

回答は、2018年7月28日までをお願いいたします。なお、当組合は、労働組合法に基づき、法的な権利を具えた団体です。誠実な回答がいただけない場合、本社前での抗議活動や、本件についての各店舗での宣伝活動など、本件の問題性を明らかにし、社会問題として可視化させていく、法的に正当なあらゆる手段を検討しますので、その点を考慮していただき、ご回答をお願いいたします。

本件連絡先

首都圏青年ユニオン（東京公務公共一般労働組合青年一般支部）

東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階

03-5395-5255（代表）03-5395-5359（直通）

03-5395-5139（FAX）